

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報

目次

ページ

○身体障害者関係医師の指定	一	○特定非営利活動法人の設立の認証の申請	六
○右同	一	○右同	六
○土地改良事業計画の適否決定	二	○右同	七
○右同	二	○右同	七
○都市計画法に基づく公聴会の開催	二	○右同	七
○道路の位置指定	五	○右同	七
○児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定	五	○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請	八
○身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定	五	○右同	八
○知的障害者福祉法に基づく指定居宅	六	○開発行為に関する工事の完了	一〇
		○右同	一〇

告示

奈良県告示第三百八十号
 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。
 平成十六年十一月二日

奈良県知事 柿本善也

医師の氏名	壬生寿一	医療機関の名称	国保中央病院	医療機関の所在地	磯城郡田原本町宮古四〇四一	診療科目	泌尿器科（じん臓機能障害、ぼうこう機能障害）	指定年月日	平成十六年十月二十日
熊本廣実	奈良県立五條病院	五條市野原西五丁目二番五九号	泌尿器科（じん臓機能障害、ぼうこう機能障害）	平成十六年十月二十日					
西岡久之	奈良県心身障害者リハビリテーションセンター	磯城郡田原本町多七二二番地	内科（じん臓機能障害）	平成十六年十月二十日					

奈良県告示第三百八十一号
 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。
 平成十六年十一月二日

奈良県知事 柿本善也

医師の氏名	形岡博史	医療機関の名称	奈良県立医科大学 附属病院	医療機関の所在地	橿原市四条町八四〇番地	診療科目	神経内科（肢体不自由）	指定年月日	平成十六年十月二十一日
-------	------	---------	---------------	----------	-------------	------	-------------	-------	-------------

奈良県告示第三百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、平成十六年十月二十六日次の表の上欄の者の協議に係る土地改良事業計画は、適当と決定した。

なお、土地改良法第八条第六項の規定により、土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十六年十一月二日

奈良県知事 柿本善也

協議者 奈良市長 鍵田 忠兵衛	事業計画 水と農地活用促進事業（ ため池整備） 平松今池地区	縦覧期間及び場所 平成十六年十一月四日から同月二十四日まで 奈良市役所
-----------------------	---	---

奈良県告示第三百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、平成十六年十月二十六日次の表の上欄の者の協議に係る土地改良事業計画は、適当と決定した。

なお、土地改良法第八条第六項の規定により、土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十六年十一月二日

奈良県知事 柿本善也

協議者 室生村長 奥本 昇	事業計画 水と農地活用促進事業（ 農道整備）	縦覧期間及び場所 平成十六年十一月四日から同月二十四日まで
---------------------	------------------------------	----------------------------------

滝之尾地区

室生村役場

奈良県告示第三百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、大和都市計画用途地域に関する都市計画の変更案を作成するための公聴会を次のとおり開催します。
平成十六年十一月二日

奈良県知事 柿本善也

一 公聴会開催の日時及び場所

1 日時

平成十六年十一月二十日（土） 午後一時三十分から

2 場所

奈良県中小企業会館 奈良市登大路町三八一

二 作成しようとする都市計画の変更案の概要

1 変更案を作成しようとする都市計画区域

(一) 都市計画区域の名称

大和都市計画区域

(二) 都市計画を変更しようとする土地の区域

奈良市及び生駒市の各一部

2 都市計画の変更案の概要

(一) (仮)登美ヶ丘駅周辺地区（奈良市及び生駒市）

現行の用途地域		変更しようとする用途地域	
用途地域	容積率	用途地域	容積率
	建ぺい率		建ぺい率
	外壁の後退距離		外壁の後退距離
第一種住居地域	容積率 十分の二十	第一種住居地域	容積率 十分の六
	建ぺい率 十分の六		建ぺい率 十分の六
	外壁の後退距離 一		外壁の後退距離 一

二に関する関係図書は、奈良県土木部都市計画課並びに奈良市及び生駒市（以下「関係市」といいます。）都市計画担当課において、平成十六年十一月二日（火）から公聴会開催の日の前日まで一般の閲覧に供します。

四 公述申出書の提出の方法及び提出期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者（関係市の住民その他の利害関係者に限りません。）は、公述申出書（別記様式）に変更案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、平成十六年十一月十五日（月）までに、奈良県土木部都市計画課（奈良市登大路町三〇）に必着するよう提出してください。

五 公述人の選定及び通知

公聴会において意見を述べることができる者は、公述申出書を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を通知した者とします。

六 公聴会に関する問い合わせ

奈良県土木部都市計画課（電話〇七四二―二七―七五二〇）又は関係市都市計画担当課に問い合わせてください。

（別記様式）

公 述 申 出 書

平成 年 月 日

奈良県知事 柿本 善也 様

所 住 氏 名
年 齢
職 業
電 話 番 号

記

平成16年11月2日付けの奈良県公報で公告された大和都市計画用途地域に関する都市計画の変更案を作成するための公聴会に、次のとおり公述の申出をします。

1 公述する土地の区域

() 地区

2 意見の要旨及びその理由

別紙のとおり

（注）別紙については、原則として8000字程度とし、内容を明確に記載してください。

奈良県告示第三百八十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県郡山土木事務所長から報告があった。

平成十六年十一月二日

奈良県知事 柿本善也

- 一 指定の場所（平成十六年十月四日現在の地番による。）
生駒郡三郷町立野南一丁目一三五七番地ノ一の一部及び一四二〇番地の一部
- 二 申請者氏名 株式会社タイヨーコーポレーション 代表取締役 畑内 明
- 三 申請者住所 大阪府八尾市大竹一丁目二九番地
- 四 道路の幅員 四・二四メートルから四・三〇メートルまで
- 五 道路の延長 二七・一七メートル
- 六 指定年月日 平成十六年十月十五日
- 七 指定番号 郡土第一六一〇号

公 告

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。

平成十六年十一月二日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名	事業所の所在地	居宅支援の種類	指定年月日
有限会社檀原ケアセン ターユース フル21	檀原市四条町七 六五一―一五	檀原ケアセ ンターユ ースフル21	檀原市四条町 七六五一―一五	居宅介護	平成十六 年十一月 一日

有限会社はなまる	生駒郡斑鳩町龍田西八―三―二	ヘルパーステーション	生駒郡斑鳩町龍田西八―三―二	居宅介護	平成十六年十一月一日
----------	----------------	------------	----------------	------	------------

有限会社たむら	檀原市東坊城町八〇―四―一	チームケア それいゆ	檀原市東坊城町八〇―四―一	居宅介護	平成十六年十一月一日
---------	---------------	---------------	---------------	------	------------

株式会社コムスン	東京都港区六本木六―一―〇―一	株式会社コムスンはいばらケアセンター	宇陀郡榛原町萩原二四二九 一―三 小西ビル三階	居宅介護	平成十六年十一月一日
----------	-----------------	--------------------	----------------------------	------	------------

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。

平成十六年十一月二日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名	事業所の所在地	居宅支援の種類	指定年月日
有限会社はなまる	生駒郡斑鳩町龍田西八―三―二	ヘルパーステーション はなまる	生駒郡斑鳩町龍田西八―三―二	居宅介護	平成十六年十一月一日
有限会社たむら	檀原市東坊城町八〇―四―一	チームケア それいゆ	檀原市東坊城町八〇―四―一	居宅介護	平成十六年十一月一日

株式会社コ ムスン	東京都港区六本 木六一〇一一	株式会社コ ムスンはい ばらケアセ ンター	宇陀郡榛原町 萩原二四二九 一三三 小西 ビル三階	居宅介護	平成十六 年十一月 一日
--------------	-------------------	--------------------------------	------------------------------------	------	--------------------

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定しました。

平成十六年十一月二日

奈良県知事 柿本善也

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	居宅支援の 種類	指定年月 日
有限会社西 本商会	御所市古瀬五四 二一二	あすなろ訪 問介護	大和高田市東 中二一五一 二五 メゾン 東中三一五号	居宅介護	平成十六 年十一月 一日
有限会社は なまる	生駒郡斑鳩町龍 田西八一三一二	ヘルパース テーション はなまる	生駒郡斑鳩町 龍田西八一三 一二二	居宅介護	平成十六 年十一月 一日
有限会社た むら	橿原市東坊城町 八〇一四一	チームケア それいゆ	橿原市東坊城 町八〇一四一	居宅介護	平成十六 年十一月 一日
株式会社コ ムスン	東京都港区六本 木六一〇一一	株式会社コ ムスンはい ばらケアセ	宇陀郡榛原町 萩原二四二九 一三三 小西	居宅介護	平成十六 年十一月 一日

ンター	ビル三階		
-----	------	--	--

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十六年十一月二日

奈良県知事 柿本善也

- 一 申請のあった年月日
平成十六年十月六日
 - 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人Open Space 燦
 - 三 代表者の氏名
横田政江
 - 四 主たる事務所の所在地
奈良市富雄北三丁目一番七号 グレースII一〇三号
 - 五 定款に記載された目的
この法人は、在宅で介護の必要な高齢者その他支援を必要とする人々に対して、地域に根ざし、まごころのこもった助け合い及び自立支援事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。
- なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。
- 平成十六年十一月二日
- 奈良県知事 柿本善也
- 一 申請のあった年月日
平成十六年十月六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人マーマの里

三 代表者の氏名

田丸かよ子

四 主たる事務所の所在地

大和高田市東中二丁目一三番二三号

五 定款に記載された目的

この法人は、子育て中の親及び妊婦を対象とし、母親の育児の悩みを解消すると共に、育児への自信に繋げるために、子どもの可能性を伸ばす方法や、子育てとは何かを学んだり、ベビーシッター派遣や一時保育を通して育児不安を取り除く手助けをする事業を行い、子どもの健全育成や少子化問題の解決に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十六年十一月二日

奈良県知事 柿本善也

一 申請のあった年月日

平成十六年十月六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人やまと新発見の会

三 代表者の氏名

安井孝成

四 主たる事務所の所在地

大和郡山市千日町三六番地

五 定款に記載された目的

この法人は、広く県民に対して、大和郡山市内の歴史的な遺跡の調査、荒廃した竹林の再生、自然に恵まれた矢田丘陵のウォーキングコースの整備と開発、活気ある商店街づくりなどを、市民レベルで推進し、周辺地域を総合的に活性化させることを目

的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十六年十一月二日

奈良県知事 柿本善也

一 申請のあった年月日

平成十六年十月八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人こころの子育てインターねつと関西

三 代表者の氏名

原田正文

四 主たる事務所の所在地

生駒郡斑鳩町神南四丁目六番三五号

五 定款に記載された目的

この法人は、子育てにかかわる者を対象に、啓発や交流会、親支援プログラム、各種人材養成、調査・研究・開発等の事業を行い、日本社会が直面している親子をめぐる諸問題の解決のためにその先導的役割を担い、子育てしやすい社会の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十六年十一月二日

奈良県知事 柿本善也

一 申請のあった年月日

平成十六年十月十五日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人奈良難病連

三 代表者の氏名
神田菊三

四 主たる事務所の所在地
生駒市東松ヶ丘七番一五号

五 定款に記載された目的

この法人は、治療法がいまだ明確にされていない難病患者に対して、直接的または間接的に支援をし、難病患者が社会へ参画できるよう支援活動を行うと共に、難病に關しての正しい知識や情報を提供する事業を行い、社会に難病に対する理解を広めることに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、変更後の定款は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十六年十一月二日

奈良県知事 柿本善也

一 申請のあった年月日
平成十六年十月八日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人大和まほろばNPOセンター

三 代表者の氏名
寺田典弘

四 主たる事務所の所在地
橿原市四条町八一八の九

五 定款に記載された目的

この法人は、行政や企業等との調整や連携に関わる事業と共に、奈良県内に活動の拠点を置く民間非営利活動団体に対し、団体の運営又は活動に關する連絡、助言又は援助に關する事業を行い、民間非営利活動団体の基盤強化とネットワーク化を推進すること、協働的な地域社会の創造を担う人材を発掘・育成すると同時に、誰もが住

みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、変更後の定款は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十六年十一月二日

奈良県知事 柿本善也

一 申請のあった年月日
平成十六年十月十五日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人青少年自立援助センターブルーム

三 代表者の氏名
小川隆司

四 主たる事務所の所在地
大和高田市永和町四番一六号

五 定款に記載された目的

この法人は、不登校、ひきこもり等を経験したため、又はその状態を継続しているために、一般的な就職等による社会的な自立が困難になると予想される、又は現実的に困難になっている青少年（以下「青少年」という）に対して、不登校、ひきこもり等の状況から脱却する機会を提供し、かつ、社会的自立を援助する活動として、基本的な生活習慣の習得、社会参加上重要な共同生活、共同作業等の基礎訓練を行う場、及び模擬的な就業体験の場などを提供するとともに、青少年の保護者へのカウンセリングに關する事業を行い、青少年が各人の個性に応じた社会的自立の機会の獲得に寄与すること、並びに社会全体の青少年健全育成を目的とする。

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に關する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。
平成十六年十一月二日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

昭和五十五年七月三十一日第二六一六〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年十月二十六日第六一一八号

三 開発区域に含まれる地域

北葛城郡広陵町大字萱野一七四番地ノ四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛城郡広陵町大字萱野四六二番地ノ二
村石三郎

一 許可番号

平成十六年六月二十五日第七四一二二号

平成十六年十月二十一日第七四一二二一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年十月二十六日第六一一二〇号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年十月二十六日第三四九九号

三 開発区域に含まれる地域

大和高田市大字大谷三七六番地ノ一及び三七七番地ノ一の各一部並びに香芝市別所

一六〇番地ノ四並びに北葛城郡広陵町みささぎ台二八一番地ノ一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市中央区上汐二丁目二番一号
株式会社ジョーコーポレーション 代表取締役 城下 堅司

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和高田市大字大谷三七七番地ノ一の一部並びに香芝市別所一六〇番地ノ四
並びに北葛城郡広陵町みささぎ台二八一番地ノ一

公園 大和高田市大字大谷三七六番地ノ一及び三七七番地ノ一の各一部

水路 大和高田市大字大谷三七七番地ノ一の一部

緑地 大和高田市大字大谷三七六番地ノ一及び三七七番地ノ一の各一部

消防施設 大和高田市大字大谷三七七番地ノ一の一部

一 許可番号

平成十六年七月一日第七四一三八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年十月二十六日第六一一九号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年十月二十六日第三四九八号

三 開発区域に含まれる地域

橿原市地黄町一七九番地ノ一の一部、一七九番地ノ二、一七九番地ノ三、一七九番地ノ四、一七九番地ノ五、一七九番地ノ六、一七九番地ノ七、一七九番地ノ八及び一七九番地ノ九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市中曾司町二三三番地ノ一〇
前川ホーム 代表者 前川正文

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市地黄町一七九番地ノ一の一部

一 許可番号

平成十六年七月二十一日第七四一四八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年十月二十五日第六一一七号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年十月二十五日第三四九七号

三 開発区域に含まれる地域

香芝市尼寺二丁目三七〇番地ノ三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市今泉九二番地
株式会社香芝木材センター 代表取締役 松谷昇治

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市尼寺二丁目三七〇番地ノ三の一部
下水道 香芝市尼寺二丁目三七〇番地ノ三の一部

一 許可番号

平成十六年九月八日第七四一五四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年十月二十五日第六六一六号

三 開発区域に含まれる地域

北葛城郡河合町大字西穴闇二七番地ノ一、二七番地ノ五、二七番地ノ六、二七番地ノ九、二七番地ノ一〇及び二七番地ノ一一並びに大字穴闇三六番地ノ一、三二六番地ノ七、三三二番地ノ一、三三二番地ノ二、三三二番地ノ三、三三二番地ノ四、三三二番地ノ六、三三七番地ノ一、二八六番地ノ一、二八七番地ノ一、一一七二番地ノ二、一一七二番地ノ四、一一七二番地ノ五及び一一七四番地

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府八尾市志紀町一丁目一八番地
平川商事株式会社 代表取締役 平川晴基

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

平成十六年十一月二日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十六年六月二十三日郡土第三一一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年十月二十五日郡土第三八五号

三 開発区域に含まれる地域

生駒郡三郷町立野北二丁目六二二八番地及び六二二三三番地

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒郡斑鳩町興留八丁目二番地ノ一一
有限会社奈良グリーンホーム 代表取締役 繁岡憲一

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一三二一一〇（代）

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一三五七七（代）

本誌は再生紙を使用しています。